

令和8年6月15日

監査報告書

学校法人聖マリアンナ医科大学
理事会・評議員会 御中

学校法人聖マリアンナ医科大学

監事 清水 至 

監事 福嶋 弘 孝 

私たち監事は、私立学校法第52条第1項及び学校法人聖マリアンナ医科大学寄附行為第29条の規定に基づき、学校法人聖マリアンナ医科大学の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1. 監事の監査の方法及びその内容

私たちは、監査にあたり、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、理事及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を求め、必要に応じて説明を求めました。

また、理事、内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。加えて、学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、令和7年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果、並びに財産目録の記載は相当であると認めます。

以 上